

社団法人東京都交友会定款

(昭和39年9月21日39総行指収第2277号 東京都知事認可)
一部変更 (昭和41年9月19日41総行指収第2253号 東京都知事認可)
一部変更 (昭和54年8月20日54総行指収第1108号 東京都知事認可)
定款変更 (平成2年6月29日2総行指収第 345号 東京都知事認可)
定款変更 (平成21年7月31日21生都管法第843号 東京都知事認可)

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下本会という。）は、社団法人東京都交友会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区外神田1丁目1番5号におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員の知識経験を活用して都政の伸展、都市文化生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 都政の調査研究及び講演会その他の広報事業
- (2) 文化と生活の向上を図るための各種相談などの事業
- (3) 社会福祉事業に対する助成及び敬老に関する事業
- (4) 会館の設置運営
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の目的に賛同して入会した者を会員という。

2. 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 普通会员 個人
- (2) 特別会員 法人又は団体

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 本会の会員は、次の各号のいずれかに、該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 死亡したとき又は法人若しくは団体が解散したとき
- (3) 会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(除 名)

第9条 会員にして、本会の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為のあったときは、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

第 3 章 役員その他

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 30人以上40人以内
- (2) 監 事 2人

2. 理事の内1人を会長、5人以内を副会長、1人を理事長、5人以内を常任理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2. 会長、副会長、理事長及び常任理事は、理事の互選による。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠員のときは、会長があらかじめ定める順位によりその職務を代行する。
3. 理事長は、会長の命を受けて会務を執行し、会長、副会長ともに事故あるとき、又は欠員のときは、その職務を行なう。
4. 常任理事は、常務を分担して、理事長の会務執行を補佐する。
5. 理事は、理事会を組織して、会務執行に関して協議決定する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第15条 役員で、本会の名誉を毀損し又は目的に反するような行為のあったときは、総会において、3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に、顧問及び相談役若干名をおくことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、重要事項について会長の諮問に応える。

第 4 章 総会及び理事会

(総会及び理事会の構成等)

第17条 総会は、本会の最高の意思決定機関であって、会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
3. 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び収支予算の議決
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 重要な財産の取得及び処分
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会の権能)

第19条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会又は代議員の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会又は代議員会に付議すべき事項
- (3) その他総会又は代議員の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第20条 定期総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上のものから会議の目的を記載した書面により請求があったとき若しくは監事が民法第59条第4号に基づいて召集したとき開催する。
3. 理事会は、必要なとき随時開催する。

(会議の招集)

第21条 総会（民法第59条第4号の場合を除く）及び理事会は会長が招集する。

2. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面に

より、あらかじめ会員に通知しなければならない。

3. 理事会を招集する場合には、理事会を構成する者に対しあらかじめ書面をもって通知しなければならない。ただし緊急の場合は、これを省略して招集することができる。

(会議の議長)

第22条 総会及び理事会の議長は会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第23条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(会議の表決権)

第25条 役員または会員の表決権は、それぞれ1個とする。

2. 止むを得ない理由のため会議に出席できない役員又は会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 総会及び理事会の議事録は、議長及び出席会員2名の署名押印を得て保管するものとする。

第 5 章 代議員及び代議員会

(代議員の構成等)

第27条 本会に、総会に代わって、その権能の一部を議決又は承認するため、代議員をもって構成する代議員会をおく。

(代議員)

第28条 代議員は、会員の中から総会において選出する。

2. 代議員の定数は、30人以上40人以内とする。

3. 第14条及び第15条の規定は、代議員について準用する。

(代議員会の権能)

第29条 代議員会は、総会に代わって次の事項について、議決又は承認することができる。

- (1) 事業計画の決定及び収支予算の議決
- (2) 事業報告及び収支決算の承認

- (3) 重要な財産の取得及び処分
 - (4) その他会長が必要と認めて付議した事項
2. 代議員会が、総会に代わって議決した事項は、直近の総会に報告してその承認をえなければならぬ。
3. 代議員会は、毎年2回以上開催する。
4. 第21条第1項及び第2項、第22条、第23条第2項、第24条第2項、第25条及び第26条の規定は、代議員及び代議員会について準用する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第31条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が定める。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第33条 本会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、総会の議決を得なければならない。

2. 収支決算は、年度終了後3箇月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 委員会及び事務局

(委員会)

第35条 本会の事業を行うため、必要に応じ、理事会の議決を経て委員会をおくことができる。

2. 委員会の組織、運営などに関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。
3. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号迄及び同条第2項の規定により解散する。
2. 解散後の残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第39条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、主務官庁の認可を得た日から施行する。
2. この定款施行の際、現に在職する監事の任期については改正前の定款第15条の理事の残任期間と同一とする。

会 費 に つ い て

定款第7条により会費を下記のように定める。

1. 普通会员の会費1口年額3千円
2. 特別会員の会費1口年額1万円

但し、会員の期間10年以上にして年齢80歳以上の者については会費を免除することができる。